

研究会活動補助金に関する申し合わせ

1. 研究会活動補助金の目的

研究会開催の活性化を目的に、研究会を主催する技術委員会または研究専門委員会に対して、前年度の研究会の開催実績に応じて、毎年、研究会活動補助金を支払う。

2. 研究会活動補助金の使用できる範囲

- (1) 研究会での座長への交通費補助
- (2) 研究会開催時に実施される各種行事、見学会などの経費補助
- (3) 研究会での特別講演者への謝礼
- (4) その他、技術委員会活動あるいは研究会活動で、研究会企画委員会が必要と認めた事項への経費補助

3. 補助金支払の対象となる委員会

補助金支払の対象とする委員会は、研究会を主催する技術委員会及び研究専門委員会とする。

4. 研究会活動補助金に関する事務手続きについて

- ・ 補助金は、以下に定める算出方法に基づき、毎年 7 月に電気学会事務局より各委員会に支払う。
- ・ 補助金は、各部門の「研究会会合費」より支払う。
- ・ 各委員会は、年度終了後に収支報告書（書式自由）を電気学会事務局に提出する。
- ・ 収支報告書には領収書を添付する。
- ・ 講演者への謝礼や交通費を支払った場合には、源泉所得税の対象となることから、源泉所得税分を電気学会に戻入する。
- ・ 残金が生じた場合は、学会に戻入する。

5. 研究会活動補助金の金額の算出方法

各委員会ごとに、下記の考え方により金額を算出する。

- ・ A 部門 前年度研究会年間購読売上額の 3 % 上限の設定無し 最低補助金額 1 万円
- ・ B 部門 前年度研究会年間購読売上額の 3 % 上限：2 5 万円 最低補助金額 1 万円
- ・ C 部門 前年度の研究会開催回数を基に算出 単独開催 2 万円
共同・合同開催 1 万円
最低補助金額 1 万円

(開催回数に関する考え方)

開催日数に関係無く、連続して同一場所にて開催の場合は 1 回とする。

(支払金額に関する考え方)

単独開催の場合の補助交付金額は、1 回 2 万円とする。

学会内の他の研究会との合同開催および他学会との共催については、開催回数は 0.5 回と考え、補助交付金額は、1 万円とする。

- ・ D 部門 前年度の研究会年間購読売上額の 3 % 上限：2 5 万円 最低補助金額 2 万円
- ・ E 部門 前年度の研究会年間購読売上額の 3 % 上限：2 5 万円 最低補助金額 1 万円

(付則)

- 1. 平成 14 年 2 月 4 日 調査会議にて承認